平成２７年（フ）第３１４号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13番49―106号
債務者　妻崎八重子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目33番12―106号、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目５番17号
債務者　錦城泰用こと　金　　泰用
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
福岡県宮若市磯光627番地３
債務者　小泉美佐子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第９２号
北海道小樽市長橋１丁目21番15号、前住所北海道小樽市稲穂３丁目１番16号
債務者　山口　頼子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１６４号
秋田市茨島２丁目３番24号
債務者　金濵　　**舜**
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２２号
石川県野々市市矢作１丁目155番地３　アドニスＴ・Ｍ　Ｎｏ．２　201号室、従前の住所石川県白山市青葉台１丁目１番地
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３３号
金沢市泉野出町１丁目７番18号
債務者　山森　雅美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４６号
名古屋市中川区伏屋２丁目1813番地　鬼頭マンション202号
債務者　西矢　要市
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３９３号
名古屋市中川区七反田町16番地
債務者　板谷　久光
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２２号
兵庫県西宮市上大市２丁目11番４―204号
債務者　由良　英男
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６号
兵庫県洲本市大野754番地１　コーポ大野202号
債務者　八島　光司
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
広島県三原市宮浦６丁目24番１号　ソレイユ宮浦Ⅰ105号
債務者　舩木　睦士
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第９６号
山口県下関市大字福江1927番地、前住所山口県下関市一の宮御本町７番６―809号
債務者　中野電工こと　中野　勇樹
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
高知県幡多郡大月町大字鉾土605番地３　二ツ石団地１号
債務者　宮地　　寛
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第３９号
高知県幡多郡大月町大字鉾土605番地３　二ツ石団地１号
債務者　山﨑　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４２号
高知県幡多郡黒潮町入野756番地
債務者　澳本　勇二
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４５号
高知県土佐清水市窪津449番地２
債務者　上杉　　**茂**
1　決定年月日時　平成27年10月５日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部